

警視庁総務部長
各道府県警察本部長殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局総務部長

警察庁丁総発第146号
平成11年8月23日
警察庁長官官房総務課長

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の運用に当たっての留意事項について

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(以下「条約」という。)については、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約について」(平成11年7月29日付け警察庁丙刑企発第69号、丙総発第40号、丙人発第109号、丙教発第178号)において示達したとおりであるが、留置部門においては、下記の点に留意して条約の運用に当たられたい。

記

1 被留置者の適正処遇の推進について(条約第2条及び第16条関連)

締約国は、拷問(条約第1条第1項に規定する拷問をいう。以下同じ。)に当たる行為が行われることを防止するために立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとり、また、残虐行為等(条約第16条第1項に規定する拷問にいたらない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもののことをいう。以下同じ。)を防止することを約束するとされた。

これまで警察は被留置者の人権に配慮してその適正処遇を推進してきたところであるが、条約の趣旨にかんがみ、被留置者の適正処遇を一層推進すること。

2 留置担当官等への教養の推進について(条約第10条及び第16条関連)

締約国は、拷問及び残虐行為等の禁止についての教育及び情報が、逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束、尋問又は取扱いに関与する法執行の職員、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に十分取り入れられることを確保するとされた。

これまで警察は被留置者の適正処遇に関する教養を推進してきたところであるが、条約の趣旨にかんがみ、留置担当官、補勤員、女性看守補助者その他被留置者の処遇に関係する者(嘱託医等を含む。)に対し、拷問や残虐行為等の禁止等の被留置者の適正処遇についての教養を一層推進すること。

3 拷問又は残虐行為等があった旨の申立てがあった場合等の措置について(条約第12条及び第13条関連)

締約国は、自国の管轄下の領域内で拷問又は残虐行為等に当たる行為が行われたと信じるに足る合理的な理由がある場合には自国の権限のある当局が迅速かつ公平な調査を行うことを確保すること、また、自国の管轄下の領域内で拷問又は残虐行為等を受けたと主張する者が自国の権限のある当局に申立てを行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保すること、さらに、申立てを行った者等をあらゆる不当な取扱い又は脅迫から保護することを確保するための措置をとることとされた。

したがって、被留置者から拷問又は残虐行為等を受けたとの申出があった場合には、直ちに留置主任官を経由して警察署長等に報告し、適切な措置を講じること。また、当然のことながら、そのような苦情の申立て等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしないこと。